

2023年1月25日  
日本海ガス株式会社

## 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による 都市ガス料金の値引きについて

日本海ガス株式会社（本社：富山県富山市、代表取締役社長 土屋 誠）は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」に参画いたします。

本事業は、エネルギー価格高騰による料金負担増加の緩和策として、政府が指定する値引き単価により、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）等にてお知らせいたします。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は必要ありません。また、個人情報（生年月日、住所、家族構成等）や手数料を求めることもありません。本事業の値引きに関して、個人情報を聞き出そうとする不審な電話が発生しています。不審な電話には対応せず、文末記載の窓口へご相談ください。

### ■政府が指定する値引き単価について

2023年1月使用（2月検針）分より、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

対象期間	値引き単価（税込）
2023年1月使用（2月検針）分～ 8月使用（9月検針）分	1 m <sup>3</sup> あたり 30円
2023年9月使用（10月検針）分	1 m <sup>3</sup> あたり 15円

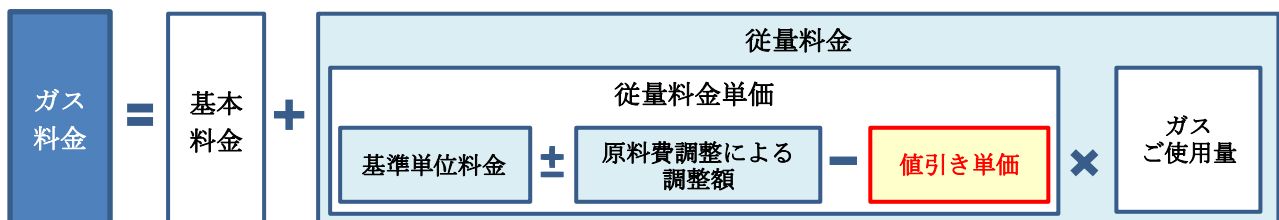
※都市ガスの年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

※標準家庭（1か月のご使用量が21m<sup>3</sup>）の場合、毎月630円（税込）（9月使用（10月検針）分は315円（税込））の値引きとなります。

※本事業に規定される値引き単価が変更になった場合は、それに準じて値引き額を変更いたします。

※各月に適用される従量料金単価は弊社ホームページ (<https://www.ngas.co.jp/gas/toshi/>) にて、ご確認いただけます。

### 【値引き適用期間中のガス料金の計算方法】



【「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）でのご確認方法】

検針月を記載いたします。

ご使用量を記載いたします。

本事業期間中は値引き適用後の従量料金単価を記載いたします。

本事業期間中は値引き適用後のご請求予定金額を記載いたします。

本事業期間中は値引き単価をお知らせいたします。

1か月のご使用量	当月単価
0m <sup>3</sup> から 10m <sup>3</sup> まで	319.10円
10m <sup>3</sup> をこえ 170m <sup>3</sup> まで	257.43円
170m <sup>3</sup> をこえ 500m <sup>3</sup> まで	239.21円
500m <sup>3</sup> をこえる場合	227.25円

■本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

「経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト」

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

「お問合せ窓口」

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL : 0120-013-305

※受付時間：全日 9：00～17：00（年末年始を除く）

以上